

被扶養者認定書類一覧表

平成28年10月1日改正

扶養する家族の状況	提出／添付書類	同一世帯になくてもよい人					同一世帯が条件の人			注意事項等
		配偶者	父母	子	孫・兄弟姉妹	祖父母	甥・姪	義父母	伯父母・叔父母	
必ず提出する書類	健康保険被扶養者（異動）届[正・副]	○	○	○	○	○	○	○	○	女性社員本人の出産で、その社員が子供を扶養するときは、「被扶養者（異動）届[正・副]」に配偶者の収入証明を添付
	被扶養者認定申請書（16歳未満は不要）	○	○	○	○	○	○	○	○	
	市区町村役場で交付される所得証明書の原本or課税・非課税証明書の原本or住民税決定通知書の写直近のものいづれか1点（16歳未満は不要）	○	○	○	○	○	○	○	○	今回申請する被扶養者のもの
	学生証の写（16歳以上で学生の場合）	△		△	△		△			
生計維持関係が証明されるもの その他必要な証明書類	退職した人	○	○	○	○	○	○	○	退職後雇用保険を受給し、基本手当日額が3,612円以上（障害者または60歳以上の方は5,000円以上）の場合は、扶養に入れることはできません。ただし、雇用保険受給までの待機期間中は扶養に入れることができます。	
	雇用保険の受給が終了した人									
	現在働いている人	○	○	○	○	○	○	○	給与明細書は連続する直近3ヶ月分の写収入見込額（今後一年間）証明は事業主印が必要	
	個人事業／不動産所得のある人	○	○	○	○	○	○	○	税務署の受理印が押印された確定申告書の写し	
	個人事業を廃業した人	○	○	○	○	○	○	○		
	年金受給者	○	○		△	○		○	申請中の場合は、年金見込額照会回答票遺族年金、障害者年金等の非課税分も対象	
	別居の人	▲	▲	▲	▲	▲			銀行振込通知書（写）等送金事実の証拠となる書類（直近6ヶ月）	
親族／同一世帯等が証明されるもの	住民票の謄本（世帯全員）	▲	▲	▲	▲	▲	○	○	養父母、養子の場合は戸籍謄（抄）本、内縁関係は住民票により同居を確認（別居の場合は認定不可） ※住民票は、本籍地及び住民基本台帳番号並びに個人番号が記載されていないもの（続柄の記載は必要）	
	戸籍謄（抄）本	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲		
	外国人登録済証明書、在留カード、特別永住者証明書（外国人の場合）	△	△	△	△	△	△	△		
障害者	障害者手帳（写）	△	△	△	△	△	△	△		

○印：必ず提出      △印：該当する人は添付が必要      ▲印：健康保険組合が必要と判断した場合添付が必要

注）扶養状況に応じて、追加書類が必要となる場合があります。